

# ○工業用水供給規程

昭和四十九年四月一日  
宮城県企業局管理規程第十一号

## 改正

昭和五二年	一月二八日企管規程第一号	平成三年	五月三十一日企管規程第一号
昭和五四年	三月三十一日企管規程第六号	平成九年	三月三十一日企管規程第九号
昭和五五年	三月三十一日企管規程第六号	平成一三年	三月三十一日企管規程第五号
昭和五六年	七月三十一日企管規程第一号	平成一四年	三月二十九日企管規程第三号
昭和六〇年	三月三十一日企管規程第五号	平成一八年	三月三十一日企管規程第九号
昭和六二年	三月三十一日企管規程第一号	平成二二年	三月三十一日企管規程第七号
平成元年	三月三十一日企管規程第二号	平成二七年	九月一日企管規程第四号
平成元年	三月二十八日企管規程第四号	平成三二年	三月二十二日企管規程第六号
平成元年	三月二十八日企管規程第六号	令和元年	二月二十四日企管規程第一四号
平成二年	三月三十一日企管規程第一号	令和二年	三月三十一日企管規程第九号

工業用水供給規程を次のように定める。

## 工業用水供給規程

### (趣旨)

**第一条** この規程は、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号。以下「法」という。）第十七条第一項の規程に基づき、公営企業の設置に関する条例（昭和四十九年宮城県条例第八号。以下「条例」という。）に定めるもののほか工業用水の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（平九企管規程九・全改）

### (定義)

**第二条** この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 給水施設 配水管から分岐する給水管及びこれに附属する設備で量水器

までのものをいう。

二 流末施設 給水施設以外の給水設備をいう。

三 給水施設工事 給水施設の新設、増設、改造、変更、撤去又は修繕のための工事をいう。

### (給水の原則)

**第三条** 管理者は、非常災害、工業用水道施設の損傷又は維持改良工事その他やむを得ない事情がある場合のほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。

2 管理者は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その制限水量、日時、期間、区域及び理由を給水を受ける者（以下「使用者」という。）に通知するものとする。ただし、急迫の事情があるときは、この限りでない。

3 火災等急迫の事情が生じた場合に工業用水の使用を予測される者は、あらかじめ管理者に協議しなければならない。

4 給水制限又は停止による損害については、県は、その責任を負わない。

（昭六〇企管規程五・一部改正）

### (給水区域を表示する縦覧)

**第四条** 条例第三条第三項の給水区域を表示する図面は、宮城県企業局水道経営課に備え、縦覧に供する。

（昭五六企管規程一一・平元企管規程一〇・平二企管規程一・平九企管規程九・平

一八企管規程九・平二二企管規程七・平三二企管規程六・一部改正）

### (給水量の最小限度)

**第五条** 一給水先当たりの基本水量の最小限度は、日量百立方メートルとする。ただし、管理者が公益上必要と認めるときは、この限りでない。

（昭六〇企管規程五・平一四企管規程三・平三二企管規程六・一部改正）

### (水質基準)

**第六条** 仙台圏工業用水道及び仙台北部工業用水道に係る工業用水の水質は、取水地点において取水した原水の水質とし、仙塩工業用水道に係る工業用水

及び仙台北部工業用水道に係る工業用水（浄水施設で浄化した場合に限る。）の水質は、おおむね次に掲げる基準とする。

項目	基準	
	仙塩工業用水道	仙台北部工業用水道
濁度	十度以下	一度以下
水素イオン濃度	pH六・〇から八・〇まで	pH六・〇から七・五まで

2 使用者は、前項の工業用水の水質が同項の基準に著しく適合していないおそれがあると認めるときは、工業用水水質試験請求書（様式第一号）により管理者に水質の試験を請求することができる。

（昭五二企管規程一・昭五五企管規程六・昭六二企管規程一・平一三企管規程五・令二企管規程九・一部改正）

（水 圧）

第七条 工業用水道の給水管末における最低水圧は、〇・〇五メガパスカル（一平方センチメートルにつき〇・五一キログラム）とする。

2 使用者は、給水管末における水圧が前項の最低値以上に維持されていないおそれがあると認めるときは、工業用水道水圧検査請求書（様式第二号）により管理者に水圧の検査を請求することができる。

（平一三企管規程五・一部改正）

（譲渡の制限）

第八条 使用者は、譲渡一月前までに管理者の承認を得なければ工業用水道の使用に関する権利を第三者に譲渡することができない。

（用途の制限）

第九条 使用者は、工業用水を管理者の承認を得なければ工業若しくは防火若しくは防火演習以外の目的のために使用し、又は緊急やむを得ない場合を除き第三者に分与することができない。

2 前項の防火演習を行おうとするときは、使用者は、あらかじめ防火演習用水使用許可申請書（様式第三号）により管理者の承認を得なければならない。

3 第一項の防火演習は、管理者の命ずる職員の立会のうえで行うものとし、防火演習用水の使用時間は、一回につき十分を超えることができない。

（給水の申込み）

第十条 給水を受けようとする者は、工業用水給水申請書（様式第四号）により管理者に給水の申込みをしなければならない。

（基本水量の決定）

第十一条 管理者は前条の申込みがあつたときは、基本水量及び給水開始の日を定め工業用水給水決定通知書（様式第五号）により使用者に通知するものとする。

2 条例第六条に規定する工業用水道料金は、第一項で定められた給水開始日から徴収する。

（平九企管規程九・全改）

（基本水量の変更等）

第十二条 基本水量は、原則として減量することができない。

2 基本水量を変更、又は給水を廃止しようとする者は、工業用水給水変更（廃止）承認申請書（様式第六号）により、あらかじめ管理者に申込みを行い、承認を得なければならない。

3 管理者は、前項の申請に基づく承認をしようとする場合は、工業用水給水変更（廃止）承認通知書（様式第六号の二）により通知するものとする。

（平九企管規程九・全改、令二企管規程九・一部改正）

（給水施設工事）

第十三条 使用者は、給水施設工事を必要とする場合には、あらかじめ管理者に給水施設工事申請書（様式第七号）により工事の申込みをしなければならない。

2 給水施設工事は、前項の申込みに基づき管理者が施行する。この場合にお

いて、使用者は、管理者の検査に合格した自己の材料を提供することができる。

3 前項の材料検査を受けようとする者は、材料検査申請書（様式第八号）により管理者に申込みをしなければならない。

4 給水施設工事に要する費用は、使用者の負担とする。

5 管理者は、工事が完了した後、速やかに当該給水施設を引き渡すとともに、その費用を精算するものとする。

6 使用者は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、あらかじめ給水施設工事施行承認申請書（様式第八号の二）により、管理者の承認を受けて、管理者が別に定めるところにより、給水施設工事を施行することができる。

7 使用者は、給水施設工事の施行上第三者の利害に影響を及ぼすおそれがあるときは、その者の承諾書を給水施設工事申請書又は給水施設工事施行承認申請書に添付しなければならない。

（平三企管規程一・一部改正）

（給水施設の管理）

**第十四条** 使用者は、善良な管理者の注意をもって給水施設の管理を行うものとし、給水施設に異常があると認めるときは、速やかに検査その他の必要な処置をとり、又はこれらの処置を異常検査申請書（様式第九号）により管理者に申し込まなければならない。

2 使用者は、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等を給水施設に直結してはならない。

3 管理者は、給水の適正を確保する必要があるときは、使用者に対して受水槽等の整備をさせることができる。

4 管理者は、給水施設を定期的に検査し、その整備保全に努めるものとする。

5 管理者は、給水施設に事故があり、緊急を要すると認めるときは、必要な処置をとることがある。

6 第一項の検査その他必要な処置に要する費用及び前項の必要な処置に要す

る費用は、使用者の負担とする。

（平三企管規程一・一部改正）

（費用の算出方法）

**第十五条** 第十三条第四項及び前条第六項の規定により使用者が負担する工事等に要する費用の額は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

一 本工事費 工事の施行に必要な労務費、材料費、仮設費、運搬費、機械器具の損料、諸経費及び復旧費として管理者が定めた単価により算出する額

二 工事雑費 工事の施行に必要な現場事務に要する経費であつて、備消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、役務費、雑費、工程に専従する職員の給与、諸手当、旅費等の費用とし、本工事費に百分の四を乗じて得た額の範囲内で管理者が定めた額

三 事務雑費 工事施行に必要とする事務的経費であつて、人件費（職員給与及び諸手当）、旅費、備消耗品費、燃料費、通信運搬費、印刷製本費、その他に要する経費とし、本工事費に百分の六を乗じて得た額の範囲内で管理者が定める額

2 前項各号に掲げるもののほか特別の費用が必要であるときは、使用者と協議のうえその費用を加算するものとする。

3 第十三条第四項の規定により使用者が負担する給水施設工事等に要する費用は、管理者が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者が承認したときは、この限りでない。

（平三企管規程一・令二企管規程九・一部改正）

（流末施設の工事）

**第十六条** 流末施設の工事は、使用者が施行するものとする。この場合において、使用者は、あらかじめ流末施設工事施行承認申請書（様式第十号）により工事の設計等につき管理者の承認を受けなければならない。

2 使用者は、前項の工事の設計又は監督を流末施設工事設計（監督）委託申

請書（様式第十一号）により管理者に委託することができる。

3 前項の規定による工事の設計又は監督の委託に要する費用の額は、次のとおりとする。

一 設計委託料 設計金額の百分の二に相当する額

二 監督委託料 監督員給与及び旅費の額を基準として管理者が定める額

（通水開始等の届出）

第十七条 使用者は、工業用水道の通水を開始又は停止しようとするときは、七日前までに工業用水道通水開始（停止）届（様式第十二号）により管理者に届けなければならない。

2 給水の廃止に伴い前項の停止届を行った使用者は、通水の停止後速やかに給水施設を撤去しなければならない。

（平九企管規程九・全改）

（量水器の貸与）

第十八条 管理者は、量水器の貸与を希望する使用者には、量水器を貸与することができる。

2 使用者は、前項の規定により量水器の貸与を受けようとするときは、量水器借受申請書（様式第十三号）により申込みをしなければならない。

（量水器の保管責任）

第十九条 使用者は、前条第一項の規定により量水器の貸与を受けたときは、常に善良な管理者の注意をもってその保管にあたらなければならない。

2 使用者は前条第一項の規定により量水器を亡失し、又は損傷したときは、管理者の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、天災、不可抗力その他管理者がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（使用水量の測定等）

第二十条 使用水量は、量水器により管理者が測定する。ただし、量水器の故障等により使用水量を測定することができないときは、管理者の認定するところによる。

2 前項の使用水量の測定又は認定は、毎月定例日にその前月分について行い、その使用水量を工業用水使用水量通知書（様式第十四号）により使用者に通知する。

3 使用水量の測定に従事する職員は、身分を示す証票（様式第十五号）を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（量水器使用料金）

第二十一条 条別表の規定による量水器使用料金の額は、一月一個につき量水器の取得価額に次の表の上欄に掲げる量水器の区分に応じ、当該下欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

旧計量法適用の量水器	〇・九パーセント
新計量法適用の量水器	一・一パーセント

2 量水器の貸与期間が一月に満たない場合の量水器使用料金は、日割計算による。

3 前二項の規定にかかわらず、量水器使用料金の額は、当分の間、前二項に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額をそれぞれ加算した額とする。

（昭五四企管規程六・昭六〇企管規程五・平元企管規程六・平九企管規程九・平一三企管規程五・平二七企管規程四・一部改正）

（検査）

第二十二条 管理者は、工業用水の適正な供給を維持するため必要があると認めるときは、その職員に給水施設及び流末施設を検査させることができる。

この場合においては、第二十条第三項の規定を準用する。

2 管理者は、前項の検査の結果不正又は不適當な箇所を発見したときは、その給水施設及び流末施設の管理及び使用の方法の改善を使用者に命ずるもの

とする。

(超過使用に対する警告)

**第二十三条** 管理者は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、超過使用をしている使用者に対し、警告を発することがある。

(給水の停止)

**第二十四条** 使用者が次の各号の一に該当するときは、管理者は、給水を停止することができる。

- 一 正当な理由がなく、第九条第三項、第十四条第四項、第二十条第一項又は第二十二條第一項に規定する職員の職務執行を拒み、又は妨げたとき。
- 二 第八条、第九条第一項又は同条第三項の規定に違反したとき。
- 三 第二十二條第二項の改善命令又は前条の警告に従わなかったとき。
- 四 条例及びこの規程により納入しなければならない料金、手数料等を納入期限経過後三月以上滞納しているとき。

(給水管の切断)

**第二十五条** 前条の規定による給水の停止期間中みだりに制水弁を開閉したとき又は給水の廃止後三月以上経過してもなお給水施設の撤去工事の申込みがないときは、管理者は、給水管を切断することがある。

2 前項の給水管の切断に要する費用は、使用者又は所有者の負担とする。

3 第十五条の規定は、前項の場合に準用する。

(料金等の納入方法)

**第二十六条** 条例第九条に規定する管理者が定める方法については、管理者の指定する期日までに、納入通知書による納入又は口座への振込みによるものとする。

2 前項の料金は毎月徴収するものとする。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

(昭五二企管規程一・平三二企管規程六・令元企管規程一四・一部改正)

(費用等の納入方法)

**第二十七条** 第十三条第四項、第十四条第六項、第十六条第三項及び第二十五条第二項の費用は、管理者の指定する期日まで納入通知書により納入しなければならない。

(昭五二企管規程一・平三企管規程一・一部改正)

(委任)

**第二十八条** この規程に定めるもののほか、工業用水の供給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(平九企管規程九・追加)

附則

(施行期日)

1 この管理規程は、昭和四十九年四月一日から施行する。

2 工業用水供給規程(昭和四十八年宮城県水道企業管理規程第八号)は、廃

止する。

附則(昭和五二年企管規程第一号)

この管理規程は、昭和五十二年一月二十八日から施行し、この管理規程による改正後の工業用水供給規程の規定は、昭和五十一年十月一日から適用する。

附則(昭和五四年企管規程第六号)

この管理規程は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附則(昭和五五年企管規程第六号)

この管理規程は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附則(昭和五六年企管規程第一号)

この管理規程は、昭和五十六年八月一日から施行する。

附則(昭和六〇年企管規程第五号)

改正 平成元年三月二八日企管規程第四号

(施行期日)

1 この管理規程は、昭和六十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 改正前の工業用水供給規程第二十一条第一項の規定は、この管理規程の施行の日前に貸与を受けた量水器の使用料金の額については、なおその効力を有する。

(平元企管規程四・全改)

附 則 (昭和六十二年企管規程第一号)

この管理規程は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年企管規程第二号)

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年企管規程第四号)

この管理規程は、平成元年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成元年企管規程第六号)

この管理規程は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年企管規程第一〇号)

この管理規程は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年企管規程第一号)

(施行期日)

- この管理規程は、平成二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- この管理規程の施行の際現に宮城県仙南・仙塩広域水道建設事務所に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、現にある職務の級及び現に受ける給料等をもって、宮城県仙南・仙塩広域水道事務所に勤務を命ぜられたものとする。

附 則 (平成三年企管規程第一号)

この管理規程は、平成三年六月一日から施行する。

附 則 (平成九年企管規程第九号)

(施行期日)

- この管理規程は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の第二十一条第三項の規定は、平成九年四月一日使用分から適用する。

附 則 (平成一三年企管規程第五号)

(施行期日)

- この管理規程は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 昭和六十年三月三十一日以前に貸与を受けた量水器の使用料金の額については、改正後の工業用水供給規程第二十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一四年企管規程第三号)

この管理規程は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年企管規程第九号)

この管理規程は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年企管規程第七号)

この管理規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年企管規程第四号)

この管理規程は、平成二十七年九月一日から施行する。

附 則 (平成三一年企管規程第六号)

この管理規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年企管規程第十四号)

この管理規程は、令和元年十二月二十四日から施行する。

附 則 (令和二年企管規程第九号)

(施行期日)

- この管理規程は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 給水開始日が令和二年三月三十一日以前である使用者の基本水量の減量については、第十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

---